

長崎県告示第 325 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、総務部情報システム課が発注する情報システム開発等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加者の資格」という。）並びに資格審査申請の時期及び方法について次のとおり定め、平成 25 年 3 月 22 日から適用する。

なお、情報システム開発等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成 24 年長崎県告示第 636 号。以下「旧告示」という。）は、平成 25 年 3 月 21 日限り、廃止する。ただし、この告示の日前に旧告示に基づいて入札参加者の資格があるものと決定された者については、この告示に基づく入札参加者の資格を有するものと決定されたものとみなす。

平成 25 年 3 月 22 日

長崎県知事 中村 法道

1 競争入札に参加することができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

- (1) 令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第 1 号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3 年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 3 の資格審査申請書及び 4 の添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として 1 年以上の営業実績を有しない者
- (6) 県税又は消費税を滞納している者
- (7) 長崎県内に本店、支店又は事業所を有していない者
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

2 入札参加資格

- (1) 入札参加者の資格は、令第 167 条の 5 第 1 項に定める要件に基づき (3) に掲げる事項について審査し、決定する。
- (2) (1) による決定を受けた者は、決定された資格の区分に従い、対応する契約の競争入札に参加することができる。
ただし、特定の業務に係るものについては、別途競争入札の参加条件について定めるものとする。

(3) 審査事項

- ア 年間売上高及び構成
- イ 従業員の構成及び技術者の状況
- ウ 開発実績

3 資格審査申請の時期及び方法

- (1) 入札参加者の資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号。以下「資格審査申請書」という。）及び 4 の添付書類を知事に提出しなければならない。
- (2) (1) による書類の提出時期は、新規のものは、随時受け付けるものとするが、定期（既資格取得者の有効期間満了にかかるものをいう。以下同じ。）については、原則として当該満了の年の 7 月 1 日から同年 7 月 31 日まで（受付開始日が県の休日（長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第 43 号）第 1 条第 1 項に規定する日をいう。）にあたる場合は、その翌開庁日を受付開始日とし、受付終了日が県の休日にあたる場合は、その直前の開庁日を受付終了日とする。）とする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受ける契約の締結が見込まれるときは、別に定めるところによるものとする。

4 添付書類

資格審査申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 法人にあつては登記簿謄本
- (2) 個人にあつては次のア及びイ
 - ア 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - イ 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

- (3) 県税に関し未納がないことを証する証明書
- (4) 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- (5) 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
- (6) 印鑑届（様式第2号）
- (7) 口座振替申込書（様式第3号）
- (8) 指名停止の報告に係る誓約書（様式第7号）

5 資格審査結果の通知

知事は、資格審査申請書を受理したときは、入札参加者の資格を審査し、その結果を資格審査結果通知書（様式第4号）により当該申請者に通知する。

6 資格の有効期間

入札参加者の資格の有効期間は、5の資格審査結果通知書により、定期の場合は資格を取得した年の10月1日から2年間とし、随時の申請の場合は資格を取得した日から当該定期申請の直近の有効期間までとする。

7 指名停止に関する報告

入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第8号）を提出しなければならない。

8 資格審査申請書記載事項の変更届

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者
- (4) 資本金（法人の場合）
- (5) 使用印鑑
- (6) 委任事項
- (7) 金融機関取引口座
- (8) 電話番号
- (9) 県内支店又は県内事業所の廃止又は新設に伴う常勤の従業員数

9 競争入札参加資格変更審査申請

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事由が生じ、当該資格を当該事由の相手方である新たな事業者へ承継させたいときは、遅滞なく競争入札参加資格変更審査申請書（様式第6号）に、別に定めるところにより関係書類を添付し知事に提出して審査を受け、その承認を得なければならない。

- (1) 合併（会社法（平成17年法律第86号）第748条）、吸収分割（同法第757条）若しくは新設分割（同法第762条）をしようとする場合若しくはした場合、又は事業譲渡（同法第467条）若しくは営業権の移行をしようとする場合若しくはした場合
- (2) 営業譲渡（商法（明治32年法律第48号）第15条第1項）をしようとする場合若しくはした場合又は相続等の場合
- (3) 個人事業者が法人事業者となる場合又は法人事業者が個人事業者となる場合

10 資格の取消し

- (1) 入札参加者の資格を有する者が1の(1)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 入札参加者の資格を有する者が1の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 入札参加者の資格を有する者が、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受

けた場合又は受けることが明らかである場合、その資格を取り消すこととする。

11 資格取消等の通知

知事は、入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。ただし、入札参加者の資格を有する者が既に存在しない場合は、この限りでない。

前文（抄）（平成28年6月17日告示第481号）

平成28年6月17日から適用する。ただし、この告示の適用の日前にこの告示による改正前の情報システム開発等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示に基づいて、入札参加の資格があるものと決定された者については、この告示に基づく入札参加の資格を有するものと決定したものとみなす。

前文（抄）（平成29年4月14日告示第340号）

平成29年4月14日から適用する。ただし、この告示の適用の日前にこの告示による改正前の情報システム開発等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示に基づいて、入札参加の資格があるものと決定された者については、この告示に基づく入札参加の資格を有するものと決定したものとみなす。

前文（抄）（令和2年7月17日告示第514号）

令和2年7月17日から適用する。ただし、この告示の適用の日前にこの告示による改正前の情報システム開発等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示に基づいて、入札参加の資格があるものと決定された者については、この告示に基づく入札参加の資格を有するものと決定したものとみなす。